

別表第9 窒素含有量及びりん含有量の規制基準を定める係数  
(汚水処理施設等を設置する湖沼特定事業場に適用)

施設		C(上乘せ基準) (mg/L)		d	
		窒素	燐	窒素	燐
地方公共団体が設置する汚水処理施設		20	2	1.0	1.0
		50	6	1.0	1.0
地方公共団体が設置する浄化槽	建設省告示(注1)第6、第7、第8に定める方式	30	4	1.0	1.0
		50	6	1.0	1.0
		70	7	1.0	1.0
	建設省告示(注1)第9定める方式	20	2	1.0	0.50
		30	4	0.67	0.25
		50	6	0.40	0.17
		70	7	0.29	0.14
	建設省告示(注1)第10に定める方式	20	2	0.75	0.50
		30	4	0.50	0.25
		50	6	0.30	0.17
		70	7	0.21	0.14
	建設省告示(注1)第11に定める方式	20	2	0.50	0.50
		30	4	0.33	0.25
		50	6	0.20	0.17
		70	7	0.14	0.14
	農業集落排水施設	処理性能の値が窒素について 15mg/L、 燐について 1mg/Lのもの	20	2	0.75
50			6	0.30	0.17
処理性能の値が窒素について 15mg/L、 燐について 0.5mg/Lのもの		20	2	0.75	0.25
		20	2	0.50	0.50
処理性能の値が窒素について 10mg/L、 燐について 1mg/Lのもの	20	2	0.50	0.50	
	20	2	0.50	0.25	

(注1) し尿浄化槽及び合併浄化槽の構造方法を定める件(昭和55年建設省告示第1292号)。

(注2) 地方公共団体が設置する浄化槽のうち、建設省告示に定める方式に該当しないものにあつては、当該浄化槽の処理性能の値を当該浄化槽に適用される上乘せ基準の値で除して得た値(その値に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとし、その値が1.0を超えるとき又は当該浄化槽の処理性能の値が明らかでないときは1.0とする。)を当該浄化槽に係るd値とする。

(注3) 農業集落排水施設のうち、この表に掲げる施設のいずれにも該当しないものにあつては、当該施設の処理性能の値を当該施設に適用される上乘せ基準の値で除して得た値(その値に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとし、その値が1.0を超えるとき又は当該浄化槽の処理性能の値が明らかでないときは1.0とする。)を当該施設に係るd値とする。